

薬事台帳等管理システム賃貸借業務契約書

賃借人 沖縄県知事 玉城 康裕（以下「甲」という。）と、賃貸人 ●●代表取締役●●（以下「乙」という。）は、物件の賃貸借に関して次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約に定める各条項を履行しなければならない。

2 甲は「沖縄県薬事台帳等管理システム賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に基づき業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

3 薬事台帳等管理システムを甲が常時正常な状態で運用し得るように、乙が保守し、甲の使用に供する

（設置場所及び契約対象機器）

第2条 乙は、甲に対し、仕様書の記載物件（以下「賃貸物件」という。）を賃貸し、甲はこれを賃借する。

1. 設置場所 沖縄県那覇市泉崎 1－2－2
沖縄県保健医療介護部薬務生活衛生課
沖縄県庁サーバ室(14階)

2. 契約対象機器 別紙1のとおりとする。
（以下「機器」という。）

（料金）

第3条 賃貸借契約期間にわたる賃貸借料金は●●●円とする。

うち、取引に係る消費税額及び地方消費税額は●●●円である。

（注）「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び83の規定に基づき算出したもので契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

2 甲が乙に支払う賃貸借料金は月額●●●円とする。

3 賃貸借料金の計算期間は、各月の初日から月末までの1ヶ月とする。
ただし、1ヶ月に満たない月については日割り計算するものとする。

(予算の減額又は削除に伴う特約)

第4条 この契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、甲の歳入歳出予算の減額又は削除があったときは、甲は、この契約を変更または解除することができる。

(契約期間)

第5条 賃貸借契約期間は、令和9年2月1日から令和14年1月31日までとする。

(契約保証金)

第6条 契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

(ア) 県を被保険者とする契約保証保険契約（契約額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出したとき。

(イ) 過去2箇年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証することを国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体が証した書面を提出したとき。（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）

(支払い条件)

第7条 甲は、乙の毎月発行する適法な請求書の受理日から起算して、30日以内に当該請求額を乙に支払うものとする。

(機器の保守)

第8条 乙は、甲が機器を完全に使用できるように点検調整も含め、保守の責任を負うものとする。

2 乙は、機器が故障した場合の要請により、速やかに保守技術要員を派遣して修理に着手し、正常な状態に回復させなければならない。

3 機器の取り替え又は改造は、あらかじめ文書をもって乙の承諾を得、

甲の負担で行うものとする。

- 4 機器の取り替え又は改造によって契約内容を改定する必要がある場合は変更契約の締結をするものとする。

(運用の保守)

第9条 乙は、契約書に定めるほか、「沖縄県薬事台帳等管理システム維持運用保守内容詳細」に基づき、運用保守委託業務を実施すること。

- 2 乙の委託業務の実施場所は、甲が指定する場合を除き、乙の定める場所とする。ただし、甲の施設内においては、甲の指示に従うものとする。
- 3 委託業務の実施に必要な器材、交換部品、移動等にかかる費用は、各々の発信により負担する通信費を除き、すべて乙の負担とする。

(再委託の制限)

第10条 乙は甲の承諾なしに、委託業務の再委託等この契約に基づく権利及び義務の一部又は全部を第三者に請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部について再委託することを甲に書面で通知し、甲が承諾した場合はこの限りではない。

- 2 乙は、前項ただし書きにより本委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。
- 3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙が本契約を遵守するために必要な事項及び甲が指示する事項について、再委託者と約定しなければならない。

(業務計画)

第11条 乙は、次に掲げる内容を含む業務計画書を契約締結の日から30日以内に提出しなければならない。

- (1) 運用保守内容詳細
- (2) 業務スケジュール
- (3) 業務履行体制

(業務の調査等)

第12条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について、調査、報告を求め、又は必要な指示を出すことができる。

（成果品の納入）

第13条 乙は、仕様書に定める成果品（関連する資料を含む。）について、その期限までに甲に納入し、その検査、確認を受けなければならない。

2 乙は、業務の完了にあたっては、速やかに最終成果品に業務完了届を添付して甲に納入すること。

3 成果品の納入場所は、沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号、沖縄県保健医療介護部薬務生活衛生課とする。

4 乙の提出する成果品の内容に関し、検査、確認の結果、甲が不十分と認めたときは、甲は乙に対し、不十分な部分の補正を求めることができる。この場合においては、乙は自己の負担において速やかに実施しなければならない。

（サービス等）

第14条 乙は、甲が賃貸物件を使用するために必要なソフト、機器、マニュアル、技術情報等を提供するとともに、甲の職員に対する機器操作及び運用に関する技術的な指導をするものとする。

（所有権表示）

第15条 甲は、機器が乙の所有であることを示す表示等を棄損する等、機器の現状を変更するような行為をしてはならない。

（設置場所の変更）

第16条 甲は、第2条所定の設置場所を変更する場合は、予め乙に通知するものとする。

（保険）

第17条 乙は、乙の費用で機器に動産総合保険を付与するものとする。

（契約の解除）

第18条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) その責に帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。

(2) 故意又は過失により、甲に重大な損害を与えたとき。

(3) 情報セキュリティポリシーの遵守がなされていないと認められたとき。

(4) この契約の締結または履行について、不正の行為があると認められたとき。

(5) 前5号に掲げる場合のほか、乙がこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 甲は、前項に基づきこの契約を解除しようとするときは、その理由

を記載した書面により、乙に通知するものとする。

（損害賠償）

第19条 乙は、甲が故意か又は重大過失によって機器に損害を与えた場合は、その賠償を甲に請求することができる。

- 2 前項の場合において、動産総合保険でてん補された損害に対しては、前項の規定にかかわらず、乙は甲に請求しないものとする。

（契約不適合責任）

第20条 検査完了後、納入物について仕様書との不一致（バグも含む。以下本条において「契約不適合」という。）が発見された場合、甲は乙に対して当該契約不適合の修正等の履行の追完（以下本条において「追完」という。）を請求することができ、乙は、当該追完を行うものとする。ただし、甲に不相当な負担を課するものではないときは、乙は甲が請求した方法と異なる方法による追完を行うことができる。

- 2 前項にかかわらず、当該契約不適合によっても個別契約の目的を達することができる場合であって、追完に過分の費用を要する場合、乙は前項所定の追完義務を負わないものとする。

- 3 甲は、当該契約不適合（乙の責めに帰すべき事由により生じたものに限る。）により損害を被った場合、乙に対して損害賠償を請求することができる。

- 4 当該契約不適合について、追完の請求にもかかわらず相当期間内に追完がなされない場合又は追完の見込みがない場合で、当該契約不適合により個別契約の目的を達することができないときは、甲は本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができる。

- 5 乙が本条に定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、前条の検収完了後1年以内に甲から当該契約不適合を通知された場合に限るものとする。但し、前条の検収完了時において乙が当該契約不適合を知り若しくは重過失により知らなかった場合、又は当該契約不適合が乙の故意若しくは重過失に起因する場合にはこの限りでない。

- 6 第1項、第3項及び第4項の規定は、契約不適合が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示によって生じたときは適用しない。但し、乙がその資料等又は指示が不適當であることを知りながら告げなかったときはこの限りでない。

- 7 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

- (4) 前3号に掲げる場合のほか、乙がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不能の場合の処理)

第21条 乙は、天災のその他の不可抗力により、その責に帰することができない事由により契約の全部又は一部を履行することができないときは、甲の承認を得て、当該部分についての義務を免れるものとし、甲は当該部分について、賃貸借料金の支払いを免れるものとする。

(所轄裁判所)

第22条 本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合は、甲の所在地を所管する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(機密の保持)

第23条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(暴力団等関与に対する甲の解除権)

第24条 甲は、警察等関係機関からの通知に基づき、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。（以下「暴対法」という。）第2条第2号の暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴対法第2条第6号の暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。以下同じ。））であるとき。
- (2) 役員等（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画しているものを含む。以下同じ。）が暴力団員等となっているとき。
- (3) 暴力団員等であることを知りながら暴力団員等を雇用し、又は使用しているとき。
- (4) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、その者と下請契約もしくは資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
- (5) 暴力団員等でることを知らずに、暴力団員等を雇用している場合又は暴力団若しくは暴力団員等である事実を知らずに、その者と下請契約もしくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であって、当該事実の

判明後すみやかに、解雇に係る手続きや契約の解除など適正な是正措置を行わないとき。

- (6) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は構成員等を利用したとき。
- (7) 暴力団又は暴力団員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- (8) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は構成員等を利用したとき、又は暴力団若しくは暴力団員等に経済上の利益若しくは便宜供与をしたとき。
- (9) 役員等又は使用人が、暴力団又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

- 2 乙は、甲が前項各号に該当する事由の有無を確認することを目的として乙に対し役員名簿等の提出を求めたときは、速やかに当該役員名簿等を提出しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第25条 乙は、本契約に関する下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。))及び再受任者(再委託以降の全ての受任者を含む。))並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が、排除対象者(前条に各号に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(機器の返納)

第26条 この契約が終了し、又は解約した場合、甲は機器を速やかに乙に返還しなければならない。この場合、返還に要する費用は乙が負担するものとする。

- 2 甲の責に期すべき事由による解約により機器を受理する場合、返還に要する費用は甲の負担とする。

(機器借入期間満了後の記録媒体の処分)

第27条 乙は、記録媒体内のデータを消去する場合には、記録媒体内のデータを完全に消去し、その作業が完了した旨の証明書を甲に提出すること。

- 2 乙は、記録媒体の廃棄を行う場合は、甲の許可を得るとともに、廃棄を行った日時、担当者職氏名及び処理内容を記録した書面を、甲に提出すること。

(本件業務終了後の業務引継ぎ)

第28条 乙は、次期システムに移行する場合、速やかにシステム更新ができるよう、本システム設定情報の提供、移行に協力すること。また、これらに係る全ての経費は乙の負担とする。

- 2 乙は、前項における措置としての他のシステムへの移行、データ移行、消去及び業務引継ぎ等に関して、甲に対し誠意をもって支援協力する。
- 3 前項に示すデータの範囲及びデータの出力時期は甲が定めるものとする。

(著作権の帰属)

第29条 本件業務において作成されたソフトウェア、マニュアルその他のドキュメント、各帳票等の著作物等の著作権は、甲及び乙又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、すべて甲と乙の共有とする。

(消費税額等)

第30条 甲は、この契約にかかる消費税額及び地方消費税額を乙に支払うものとする。

- 2 消費税額及び地方消費税額は、将来においてその税額が変更された場合には、当該変更後の税率に基づき増額又は減額されるものとする。

(管理者の義務)

第31条 甲は、善良な管理者の注意をもって機器を管理するものとする。

- 2 甲の故意又は重大な過失によって機器が損失を受け、又はこれに欠損があった場合は、乙はその賠償を請求することができる。

(履行遅延の場合における遅延利息)

第32条 乙の責めに帰する理由により、履行期限までに委託業務を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収して履行期限を延長することができる。

- 2 前項の遅延利息は、延長日に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払い遅延防止法」という。）の規定に基づき定められた割合で計算する。

（セキュリティポリシーの遵守）

第33条 乙は、本契約に基づき業務を遂行するにあたって「沖縄県情報セキュリティ基本方針」及び「沖縄県情報セキュリティ対策基準」に定める事項を遵守するものとする。

- 2 乙は、業務の遂行にあたって、セキュリティポリシーに定める事項が遵守できる体制を整えるとともにセキュリティポリシーの遵守に関して従業員に教育を実施するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第 34 条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（その他）

第35条 乙は、この契約条項のほか、沖縄県財務規則（昭和47年規則第12号）を遵守するものとする。

第36条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

前記契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自その一通を保有する。

令和8年 月 日

(甲) 住所 沖縄県那覇市泉崎一丁目2番2号
氏名 沖縄県知事 玉城 康裕

(乙) 住所 ●●●
氏名 ●●●
代表取締役社長 ●●●

別紙 1

薬事台帳等管理システム用サーバ関連機器基準品一覧

No	品名	型名	数量	備考
サーバ				
1	DL20 Gen11 4SFFモデル	P653920-BKLC	1	
【詳細仕様】 ・DL20 Gen11 4SFF ベースユニット<P653920-BKLC> ・Xeon 6325P 3.5GHz 4C 55W CPU ・16GB 1Rx8 PC5-4800B-E Standard メモリキット ・9.5mm SATA DVD-ROMドライブ ・DL20 Gen11 ODD Controller イネーブルメントキット ・DL320 Gen11 x16 FHHL ライザー ・MegaRAID MR216i-o コントローラー ・DL20 Gen11 2LFF/4SFF OCPケーブルキット ・600GB SAS 12G 10Krpm SFF BC HDD ×4 ・CE Mark Removal F10 Enable Kit ・500W FS Platinum LH パワーサプライ ・DL20 Gen11 LP iLO/シリアルポート/M.2 イネーブルメントキット ・DL20 Gen11ラックレールキット ・3年間保証 (3 年間パーツ保証、3 年間翌営業日オンサイト) ・HPE Tech Care Essential 故障ドライブ返却不要 5年 ProLiant DL20 Gen11用 ・APC Smart-UPS 1500 RM 2U LCD 100V ・PowerChute Serial Shutdown for Business x1 ・Smart-UPS/Smart-UPS RM用USBケーブル x1 ・Windows Server 2025 Standard 16コアライセンス ROK x1 ・Windows Server 2025 CAL 10 ユーザー x3				
2	VB-Report 8.0 for.NET サーバーライセンス	AD4004H	1	
3	NetKids iMark 10項目 プラス版	NK-IM-10-SB	1	
4	Acronis Cyber Protect Standard Server Subscription License; 5 Year	SSSAEKLOS91	1	
5	Endpoint Protection、Renewal Subscription License with Support、ACD-GOV 1-24 Devices 5 YR	SEP-SUB-1-99	1	
6	SQL Server 2025 Standard Edition (Japan Only) - Commercial CSP	DG7GMGF0VNJS-0003	1	
7	SQL Server 2025 - 1 Device CAL -Commercial CSP	DG7GMGF0VNHV-0001	30	
8	リンクステーション SOHO向け LS720DNB 2ベイ 4TB	LS720DN0402B	1	
保守				
9	サーバ用保守パック			5 年間保守パック
10	無停電電源装置用保守パック			5 年間保守パック
11	バックアップ装置用保守パック			5 年間保守パック

別紙２ 沖縄県薬事台帳等管理システム維持運用保守内容詳細

1 対象業務

薬事台帳等管理システム

2 保守内容

①システム保守受付（障害・相談）

- (ア) システム障害時における甲からの電話・FAX・メールによる乙にての障害受付
- (イ) システム障害時は乙による、すみやかなシステム復旧と正常回復の確認を行う（ハードウェア、ソフトウェアいずれの障害か切り分ける対応を含む）
- (ウ) システムに対する甲の要望相談（質問・問い合わせ）に対して、乙は受付及び回答を行う

②システムパッチ適応

- (ア) 乙による、セキュリティ上の脆弱性に対する、修正モジュールのパッチ適応
- (イ) 乙による、バグ修正・改善を行なうためのパッチ適応

③定例報告会（年２回）

- (ア) 年２回の甲と乙によるシステム報告定例会（日時は別途協議にて確定）の開催
ただし、必要に応じて、臨時の報告会を開催するものとする。

④法改正等によるシステム改修等への対応

- (ア) 法改正等によりPKG改修が必要となった際の乙によるシステム対応
- (イ) クライアントの環境の変化（OS、JAVA等）によるシステム対応
- (ウ) 台帳記載事項等の軽微な追加・修正等への対応
- (エ) 機能拡張・利便向上におけるPKGバージョンアップがリリースされた際の乙によるシステム対応

上記①～⑤に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

3 作業場所

保守作業の遂行のため、甲が必要と認めた場合、乙は下記の場所で作業を実施する。

但し、情報の管理や守秘義務を確認し、甲が認めた場合に限り、指定場所以外での作業を可能とする。

場所：沖縄県保健医療介護部薬務生活衛生課及び沖縄県庁サーバー室（14階）

4 保守業務の対応時間

原則として乙の休日を除く、9：00～18：00とする。

5 報告等

乙はPKGを改修・更新等を行おうとする際及び関係する各種作業を行おうとする際はその内容について甲に報告し、承認を得る必要があるものとする。

以上

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第4 乙は、個人情報取扱責任者（この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、事務従事者（この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

3 乙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

(作業場所の特定・持ち出しの制限)

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。

2 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出してはならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知等)

第9 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

(派遣労働者)

第10 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第2に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第11 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）については自ら行うものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法（監督責任者の氏名を含む。）

3 乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない。

4 乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

5 乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第12 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。

3 乙は、前2項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

4 乙は、パソコン等に記録された個人情報を第1項及び第2項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

5 乙は、第1項及び第2項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書(情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面)を甲に提出しなければならない。

6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(検査及び報告)

第13 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

2 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

(事故報告)

第14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、前項の事案が発生した場合(おそれがあるものを含む。次項において同じ。)、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。

(指示及び報告)

第15 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(契約解除)

第16 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第17 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

(注) 1 「甲」は委託者（沖縄県）、「乙」は受託者をいう。

特定個人情報等取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、特定個人情報等の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利権益を侵害することのないよう、特定個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た特定個人情報等を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために特定個人情報等を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た特定個人情報等を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示があるときはその限りではない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た特定個人情報等の漏えい、き損及び滅失の防止並びに事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止、その他の特定個人情報等の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(資料等の返還)

第6 乙はこの契約による事務を処理するため甲から貸与された資料を、この委託期間完了までに甲に返還し、又は引渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供された資料を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(調査)

第8 乙は、この契約による業務を行うに当たり取り扱っている特定個人情報等の状況について、甲の求めがあった場合は、随時調査報告を行なうものとする。

（事故発生時における報告）

第9 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（罰則規定）

第10 乙は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に違反した場合、罰則の対象となることがあることを了解のうえ、この契約による事務を実施するものとする。